

# 泉陽会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、大阪府立泉陽高等学校同窓会「泉陽会」(略称泉陽会)と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図ると共に、母校の進歩と発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は本部を堺市堺区車之町東3丁2番1号泉陽高校内泉陽会館におく。会員多数在住の地方には、代議員会の承認を得て、支部を設ける事が出来る。

## 第2章 会員

- 第4条 本会は次の会員をもって組織する。
- 正会員 1.大阪府立泉陽高等学校(以下泉陽高校という)又は大阪府立堺高等女学校(以下堺高女という)の卒業生。  
2.泉陽高校又は堺高女に在籍した者で、同期代議員の承認を得た者。
- 特別会員1. 泉陽高校の現職員。  
2. 泉陽高校・堺高女の旧職員で本会に入会を希望する者。

## 第3章 役員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- |      |        |                          |
|------|--------|--------------------------|
| 会長   | 1名     | 本会を代表し会務を総理する。           |
| 副会長  | 若干名    | 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。 |
| 会計監査 | 2名     | 本会の会計事務を監査する。            |
| 執行委員 | 若干名    | 執行委員会を構成し、本会の業務を執行する。    |
| 名誉会長 | 1名     | 本会の運営に協力し、適切な助言をする。      |
| 顧問   | 若干名    | 会長・副会長の会務執行に、適切な助言をする。   |
| 代議員  | 各期2名以上 | 会長の諮問に応じ、議案の審査や提案を行う。    |
- 第6条 役員等は次の方法によって選出する。
- 会長 : 代議員会において会員中より選出し、総会の承認を得る。  
副会長 : 上に同じ  
会計監査: 上に同じ  
執行委員: 会長が副会長と協議をして会員中より指名し、委嘱する。  
名誉会長: 泉陽高校の現校長を推す。  
顧問: 本会の発展に特に寄与した者の中から会長が指名する。  
代議員 : 各期代表、各卒業期幹事会に於いて会員の中より原則として男女各1名を選出し会長が委嘱する。

- 第7条 校内幹事 本会と学校との連携を密にするために校内幹事を置く。  
校内幹事は現教職員の中より選出し会長が委嘱する。

- 第8条 本会の役員等の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。尚、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会議

- 第9条 本会は次の会合を開催する。
1. 総会 年1回
  2. 代議委員会 年2回以上
  3. 執行委員会 随時
  4. その他会長が必要と認めた会合

第10条 総会は、最高決議機関であり、次の議案を審議決裁する。

1. 本会の予算決算の承認
2. 会長、副会長、会計監査の承認
3. 本則改正の承認
4. 本会事業の報告、計画の承認
5. その他必要と認められる事項

(緊急事態で総会が開催できない場合は次の手順に従う。)

- ①代議員に総会議案書を送付し、意見と決裁聴取を行う。
- ②広報誌「いづみ」に議案書を掲載し会員から意見と決裁聴取を行う。
- ③①及び②の聴取結果(回答)の半数の賛成をもって、総会による承認の代替とする。

第11条 代議員会は、次の事項について審議し提言する。

1. 総会に提案する議案
2. 会長が必要と認めた事項
3. その他、本会の事業に関すること。

第12条 執行委員会は、各委員会事業について協議する。

第13条 会議における成立は出席者の過半数とし、同数の場合は議長がこれを決する。

## 第5章 事業

第14条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 名簿の管理
2. 各種の会合
3. 会報「いづみ」の発行
4. 同窓会館の運営
5. ホームページの運営
6. その他適切な事業

## 第6章 会費及び会計

第15条 本会は会費・入会金及び寄付金によって運営される。

第16条 本会の会計を統括する会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第17条 本会の正会員は入会金(年会費の3口とする)を納入し、  
又年会費(1口3,000円とする)を毎年1口以上納入するものとする。

## 第7章 その他

第18条 本会は代議員会の承認を得て、委員会・特別委員会を設置する事が出来る。

◆昭和58年4月3日改正

◆昭和61年4月6日改正

◆昭和61年7月6日改正

◆平成10年4月5日改正

◆令和 3年4月4日改正

◆平成13年4月1日改正

◆平成16年4月4日改正

◆平成21年4月5日改正

◆平成28年4月3日改正